

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震時等の迅速な避難行動を確保し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内において地震発生時に倒壊又は転倒のおそれのあるブロック塀等(以下「危険ブロック塀等」という。)を除去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、安八町補助金交付規則(昭和58年4月1日)に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、れんが造り、石造の組積構造塀(門を含む。)その他これらに類するものをいう。
- (3) 工作物 ブロック塀等及びコンクリート造等以外の軽量の塀等(フェンス板塀等)をいう。
- (4) 公衆用道路等 町内に存在する県道、町道及びその他の道路で町長が認めるものをいう。
- (5) 除去 既存の危険ブロック塀等の全部を取り壊すことをいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、町内の住宅の敷地内に存するもののうち、公衆用道路等に面した危険ブロック塀等(国、地方公共団体が所有するものを除く。)を除去する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けられる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 町税等を滞納していない者。
- (2) 安八町暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第1号)第2条

第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付を受けることができるのは、1敷地につき1回限りとする。

2 補助金の額は、1敷地につき100,000円を限度とし、危険ブロック塀等の除去に要する経費の合計額とブロック塀1平方メートル当たり10,000円により算定する標準事業費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。

3 前項に規定する面積の算定において0.1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金額の算定において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の位置図
- (2) 施工前の写真
- (3) 施工に係る見積書の写し
- (4) 工事内容の分かる図面等
- (5) 町税等の納税証明書

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助の対象となる事業につき査定を行うとともに、現地調査等を行い当該申請に係る補助金等の交付の適否を検討し、適当と認めた場合は予算の範囲内において交付を決定し、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 前条に規定する交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、安八町危険ブロック

堀等除去事業計画変更、中止（廃止）申請書（様式第3号）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

（変更決定通知）

第9条 町長は、前項第1項による申請が適当であると認めた場合は、安八町危険ブロック堀等除去事業費補助金等変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに安八町危険ブロック堀等除去事業費補助金実績報告書（様式第5号。以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 事業の完了を確認できる書類

(2) 施工業者の請求書又は領収書（他の工事と併せて施工した場合は、危険ブロック堀等の除去に係る費用が分かる内訳書等を添付）の写し。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付金額の確定）

第11条 町長は、前条の完了報告を受けたときは、その内容を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し安八町危険ブロック堀等除去費補助金額確定通知書（様式第6号。以下「通知書」という。）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知書を受領した日から10日以内に安八町危険ブロック堀等除去事業費補助金請求書（様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

(工事完了後の交付申請)

第13条 第6条、第7条、及び第10条の規定にかかわらず、工事完了後においても補助金を交付することができる。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 撤去場所の位置図
- (2) 工事内容の分かる図面等
- (3) 事業の完了を確認できる書類
- (4) 施工業者の請求書又は領収書（他の工事と併せて施工した場合は、危険ブロック塀等の除去に係る費用が分かる内訳書等を添付）の写し。
- (5) 町税等の納税証明書

(補助金の取消し及び返還)

第14条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成30年6月18日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

連絡先

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付申請書

年度において、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金の交付を受けたいので、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 工事概要

(1) 所在地

(2) 構造

1. コンクリートブロック造り

2. れんが造り

3. 石造り

4. その他()

(3) 除去面積

_____ m²

(高さ×延長)

(4) 完了予定年月日

年 月 日

2 補助金申請額

_____ 円

(「見積書」または「除去面積×10,000円」のいずれか少ない方の額×1/2 上限100,000円)

4 添付書類

- (1) 撤去場所の位置図
- (2) 施工前の写真
- (3) 施工に係る見積書の写し（他の工事と同時に施工するときは、危険ブロック塀等の除去に係る費用が分かる内訳書を添付）
- (4) 工事内容の分かる図面等
- (5) 町税等の納税証明書

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請人 様

安八町長 印

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました安八町危険ブロック塀等除去事業費の補助について、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金交付申請日 年 月 日

2. 交付決定額 金 _____ 円

3. 所在地

4. その他

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

安八町長 様

住 所

氏 名

㊟

連絡先

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金計画{変更、中止(廃止)}申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた安八町危険ブロック
塀等除去費補助金について{変更、中止(廃止)}したいため、承認願います。

1. 変更又は中止（廃止）の理由

2. 変更又は中止（廃止）の内容

変更前

変更後

3. 関係書類（以下のうち変更に係る書類）

(1) 撤去場所の位置図

(2) 施工に係る見積書の写し（他の工事と同時に施工するときは、危険ブロッ
ク

塀等の除去に係る費用が分かる内訳書を添付)

(3) 工事内容の分かる図面等

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

安八町長 印

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けにて変更申請のありました安八町危険
ブロック塀等除去事業費の補助について、安八町危険ブロック塀等除去
事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり変更決定した
ので通知します。

記

1. 補助金交付申請日 年 月 日

(変 更 前 金 額)

2. 交付決定額 金 _____ 円

3. 所在地

4. その他

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

安八町長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた安八町危険ブロック塀等除去事業が完了したので、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 交付決定額 _____ 円

※変更申請の場合、変更後の額

2. 施工場所

3. 添付書類

(1) 事業の完了を確認できる写真

(2) 施工に係る見積書の写し（他の工事と同時に施工するときは、危険ブロック塀等の除去に係る費用が分かる内訳書を添付）

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

安八町長 印

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付額確定通知

年 月 日付けで実績報告書の提出がありました安八町危険ブロック塀等除去事業につきましては、下記の通り補助金交付額の確定をいたしましたので通知します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

安八町長 様

住 所

氏 名

㊞

連絡先

安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金の支払いを受けたいので、安八町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 _____ 円

【振込先】

金融機関

金融機関名							本・支店名			
口座番号							種別	普通・()		
(フリガナ)										
口座名義人										

ゆうちょ銀行

通帳記号						通帳番号					
1				0	-						
(フリガナ)											
口座名義人											

